

児童手当を引き続き受給するためには 現況届の提出(6月中)が必要です

問合せ／子ども家庭課 内線2444

提出期間: 6月1日(土)～29日(土)

※祝休日は除く。なお、土曜日の受付は志木駅前出張所のみとなります。

児童手当の受給は、所得制限が適用されます。所得の判定にあたり、児童手当を請求できる人は、父・母などのうち所得の高い人となります。

5月末に対象者へ現況届を郵送しますので、必要書類(健康保険証のコピーなど)を添付し、6月中に提出してください。

対象者／現在、児童手当を受給しているすべての人
▼6月に認定請求をした(受給開始月が6月以降)人は除きます。

提出方法／提出期間中に、直接または郵送で提出(6月1日基準の調査となります)

提出場所／子ども家庭課、柳瀬川・志木駅前出張所

※請求者のさまざまな状況を確認し、適正に児童手当を支給するため、期限内の提出をお願いします。
※期限内に提出がない場合、手当を受給できないことがありますので、ご注意ください。

令和元年度国民健康保険税率及び 賦課限度額が変わります

問合せ／保険年金課 内線2463

志木市の国民健康保険は、これまで約10年間、保険税率を据え置いてきましたが、その間、一人あたりの医療費は年々増加し、保険財政は厳しい状況にあります。そのため、加入者の皆さままで支えあう国民健康保険事業の健全な運営を図るため、令和元年度の保険税率及び賦課限度額を改正します。

なお、今回の保険税率の見直しは、県内40市の平均水準に近づけるものです。

国民健康保険税率

	基礎課税分(医療分)		後期高齢者等支援金分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	7.0%	7.0%	1.1%	2.1%	1.36%	1.5%
資産割	34%	13%				
均等割	9,500円	18,500円	10,000円	9,000円	11,000円	10,500円
平等割	19,500円	7,000円				

賦課限度額 賦課限度額が以下のとおり変更となります。

	改正前	改正後
医療分	54万円	58万円

令和元年度国保多子世帯応援給付金の支給について

今回の国民健康保険税率の見直しに伴う急激な負担増を緩和し、子育て世帯の応援を主旨とした「国保多子世帯応援給付金」を支給します。対象世帯には、8月中に申請書などを送付しますので、9月30日(月)までにご申請ください。なお、この給付金は令和元年度及び令和2年度の2年間に限り各年度で対象となる世帯に支給するものです。

申請期限／9月30日(月)

対象世帯／次のすべての要件を満たす世帯

- ①基準日(3月31日及び4月1日)において、同一世帯の志木市国民健康保険加入者である子が2人以上いる
- ②同一世帯の世帯主及び被保険者の前年の総所得金額の合計が300万円以下
- ③国民健康保険税を口座振替で納付^{※1}

給付額／2子以降の子^{※2}の人数×[最高]12,000円^{※3}

給付時期／申請の翌年5月末頃

- ※1…給付金は口座振替の登録口座に支給します。
- ※2…年齢18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を含む)
- ※3…加入月数が12か月に満たない場合や軽減対象世帯については減額があります。